



**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年6月22日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ながの東急百貨店

長野市南千歳町1-1-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ながの東急百貨店

長野市南千歳町1-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

変更前	変更後
加藤 和年	楠野 創

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
㈱ながの東急百貨店	加藤 和年	長野市南千歳町1-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
㈱ながの東急百貨店	楠野 創	長野市南千歳町1-1-1
㈱平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳町1-15-3
㈱ツツキ	都築 宏一郎	千葉県柏市柏334-2
甲信アルプスホーム(株)	岡本 伸夫	松本市笹部1-3-6
㈱エヌ・ティ・コーポレーション	中島 祥雄	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-1-1

4 変更した年月日

平成26年4月16日ほか

5 届出年月日

平成29年6月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年6月22日から平成29年10月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年6月22日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ながの東急百貨店

長野市南千歳町1-1-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ながの東急百貨店

長野市南千歳町1-1-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱ながの東急百貨店	午前10時 年間2日午前9時	午後7時 年間12日 午後7時30分

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱ながの東急百貨店	午前10時 年間2日午前9時	午後7時 年間6日午後8時
㈱平安堂	午前10時	午後9時
㈱ツツキ	午前10時	午後7時
甲信アルプスホーム(株)	午前10時	午後7時
㈱エヌ・ティ・コーポレーション	午前10時	午後7時

4 変更する年月日

平成29年6月24日

5 届出年月日

平成29年6月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成29年6月22日から平成29年10月23日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成29年6月22日

長野県知事 阿部 守一

## 1 免許の取消しをした年月日

平成29年6月16日

## 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

塩野入 孝子

二級建築士 長野第8644号

## 3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による死亡した旨の届出があったため

建築住宅課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年6月22日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義廣

## 1 許可番号

平成28年5月25日 長野県諏訪地方事務所指令27諏地建第81-7号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岡谷市長地御所2-1561-2の内、2-1562-1、2-1563、2-1564-1の内、2-1565-1の内、2-1566-1の内、2-1567-2、2-1567-5の内、2-1568、2-1570-1、2-1570-2の内、2-1570-3、2-1561-2先、2-1562先

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市幸町8-1

岡谷市長 今井 竜五

都市・まちづくり課